

特別法人事業税（納める額）

区 分	法人の種類	事業年度が開始する日	
		令和元年10月1日以後	令和2年4月1日以後
付加価値額・資本額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額 × 260%	
所得を課税の基礎とするもの	普通法人(外形標準課税対象法人以外)	所得割額 × 37%	
	特別法人	所得割額 × 34.5%	
収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業(発電・小売事業に係るもの)	収入割額 × 30%	収入割額 × 40%
	上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割額 × 30%	